

## 秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(4)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

今回は、秘密保持契約違反に対する救済について契約書に記載すべき条項規定と契約期間について紹介する。(前回の内容：秘密情報の受領者に課すべき秘密保持義務と目的外使用禁止、及び秘密情報の取扱上の規定)

### 1. 秘密保持契約違反に対する救済

秘密情報の受領者が契約違反を犯した場合、秘密情報の漏洩、不正使用、目的外使用のおそれがある場合の開示者に対する救済は、差止、損害賠償が考えられる。国際ビジネスでの秘密保持契約書には、差止に関する条項、また、損害賠償予約条項・ペナルティ条項が規定されることが多い。

#### 1) 差止め

秘密情報の漏洩、不正使用や目的外使用がある場合、またそのおそれがある場合に、そのような行為を止めさせることを考えなければならない。差止による救済である。国際契約では、準拠法が外国法の場合に、契約書に開示者が差止めを求めることを承認する規定が設けられることがある。相手当事者が英米法諸国の場合に、以下に紹介する差止の承認規定が設けられることが多い。

(例文) 契約違反、営業秘密侵害がある場合に差止を承認する規定を以下に示す。

Recipient acknowledges that if the breach or threatened breach of this Agreement may result in irreparable injury to Discloser and that, in addition to its other remedies, Discloser shall be entitled to injunctive relief to restrain any actual or threatened breach of this Agreement.

#### 2) 損害賠償

秘密保持契約違反がある場合には、債務不履行に基づく損害賠償を請求する権利がある。賠償の範囲については準拠法(適用される国の法律)によりその範囲が異なる。また、関連して発生する弁護士費用が、契約違反に基づく損害として認められるか否かは準拠法により異なる。相手方に弁護士費用を損害賠償に含めることを希望する場合は、その趣旨の規定を契約書に明記しておくべきである。契約違反に基づく損害賠償請求の規定、及び損害に弁護士費用を含む規定を紹介する。

(例文) 損害賠償請求、損害に弁護士費用を含む規定を以下に示す。

Either of the parties who breaches this Agreement shall compensate the other party for any damages, including attorney fees incurred to such other party arising out of or in relation to the breach of this Agreement.

#### 3) 損害賠償予約、ペナルティ

損害賠償の範囲について、当事者は、契約書に損害賠償額の予定を定めることができる。請求する当事者は、損害賠償額の予定を規定することにより、損害を証明することなく、かかる予定損害額の賠償請求を行うことができる。

但し、規定された損害賠償額の予定を超えた損害が発生した場合でも、原則は、その額を超えての請求ができないことに留意しておく必要がある。また、実損額とはかけ離れた高額過ぎる予定額も無効とされる恐れがあることに留意すべきである。

固定額の損害賠償金の予定は、英文では、Liquidated Damages(損害賠償予約)という。Liquidated Damages Clause(損害賠償予約条項)はCompensatory Damages Clause(補償的損害賠償条項)の一種である。

損害の証明義務を減じることになるので開示者にとっては都合の良い条項でもある。

Penalty(違約金、ペナルティ)は損害賠償とは関係なく、一方当事者の契約違反、債務不履行に対する違約金の性格を有する。英米法諸国においては、Liquidated Damages Clause を利用している点に留意しておく必要がある。

(例文) 一定額の損害賠償予約条項を以下に示す。

In the event that Recipient should make breaches of any obligations of this Agreement, Recipient shall pay to Discloser, as fixed and agreed and liquidated damages, the amount of ( ) and Recipient shall be liable for the amount thereof .

### 2. 契約期間と守秘義務期間

#### 1) 秘密保持契約の契約期間と守秘義務期間

秘密保持契約の契約期間については、契約期間を定める場合と定めない場合がある。契約期間を定めない場合は、一方当事者が合理的な事前通知により終了させることができると解されるが、秘密情報が公知となるまで守秘義務が継続する規定が契約書に設けられていれば、その情報が公知となるまで守秘義務は残存することになる。契約期間が定められる場合は、契約期間が満了すれば守秘義務も終了することになるが、通常は、一定期間の守秘義務残存規定が設けられる。

契約の期間に関しては、秘密情報が陳腐化して利用価値がなくなるまでの一定期間が契約期間として定められるが、業界により、また情報の内容により、また、開示者、受領者の立場により異なるが、3年、5年、7年の期間を定めることが多い。また、契約終了後の守秘義務残存期間は3年、5年の期間を定めることが多い。

(例文) 秘密保持契約の契約期間、及び終了後の残存義務期間の規定を以下に示す。

This Agreement shall begin on the date first above referred to by both parties hereto and shall continue for a period of ( )years.The Recipient's obligations under this Agreement shall remain in effect for a period of ( )years after the date of termination of this Agreement.